

協同農業普及事業の実施に関する方針

〔 令和3年3月30日 技普第1327号 〕
農政部長

はじめに

（本道農業・農村の役割）

本道の農業・農村は、先人のたゆみない努力により、厳しい気象条件を克服し、豊かな自然と広大な土地を活かしながら発展を続け、我が国最大の食料供給地域として高品質な食料を安定的に生産・供給している。さらには、地域の特色を活かして展開される多様な農業は食品産業と堅く結びつき、地域経済を支える基幹産業となっているほか、国土保全や景観維持などの多面的機能を発揮しており、本道の貴重な財産となっている。

（本道農業・農村が抱える諸課題）

この貴重な財産を守り育てていくためには、少子高齢化の進展や農業の担い手の減少、これに伴う農村コミュニティの活力低下、TPP11協定などによる経済のグローバル化、災害の大規模化、鳥獣被害の拡大や家畜疾病の侵入などのほか、新型コロナウイルスなど多様な課題に対応する必要がある。

（本道農業・農村の振興と推進方向）

道では、こうした課題に対応し、本道農業・農村が地域経済を支える基幹産業として持続的に発展して、食料の安定供給や多面的機能の発揮といった本道農業に期待される役割を果たし続けていくためには、農業生産基盤などの整備のほか、地域住民や交流人口を含めた多様な人材が活躍できる環境を整え、輸出も含めた需要に対応した生産性の高い農業を展開するとともに、こうした農業・農村の姿が一層道民に理解されるよう、関係する施策を計画的かつ総合的に推進していくこととする。

（普及事業の推進）

普及事業は、国と都道府県の協同農業普及事業として、農業経営や農村生活の改善に主体的、積極的に取り組む農業者を育成することを通じて、地域農業の発展に大きな役割を果たしている。

我が国の農業・農村は、国民への食料等を供給する機能を果たすとともに、国土保全等の多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済全体に不可欠なものである一方、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。

このような中、国は令和2年8月に農業改良助長法第7条第2項の規定に基づき、「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和2年8月31日農林水産省告示第1693号。以下「運営指針」という。）を策定し、こうした課題に対応する協同農業普及事業の運営方向等を示すとともに、協同農業普及事業を実施するに当たり、留意すべき内容を明らかにするため、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（令和2年8月31日付け2生産1005号農林水産省生産局長通知。以下「ガイドライン」という。）を定めた。

道では、国の運営指針を踏まえ、本道の普及事業を円滑に推進するため、農業改良助長法第7条第5項に基づき、「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定めるものとする。

（普及指導員の役割）

協同農業普及事業の実施に当たり、普及指導員（第3の1の(2)の「農業革新支援専門員」及び「普及職員」を含む。以下、同様）は、

スペシャリスト機能・・・農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む）の普及指導を行う機能

コーディネート機能・・・地域農業において、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能

の両機能を併せて発揮し、農業者に対し生産面において技術的に支援するとともに、消費者との結びつきの強化など流通面においても総合的に支援するものとする。

第1 普及指導活動の課題と推進方向

普及事業の効率的かつ効果的な実施を基本に、運営指針に示された普及指導活動の基本的な課題を踏まえながら、第6期北海道農業・農村振興推進計画に掲げるおおむね10年後の「めざす姿」の実現に向け、次の課題に取り組む。

1 第6期北海道農業・農村振興推進計画における「めざす姿」

(1) おおむね10年後(2030年頃)の「めざす姿」

～『多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村』～

次世代の農業者をはじめ多様な担い手や人材が活躍し、北海道の潜在力をフルに発揮することで、国民全体の食、道民生活や地域経済を支える力強く魅力ある農業・農村を確

(2) 「めざす姿」の実現に向けた施策の推進方針

- ア 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立
- イ 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立
- ウ 多様な人材が活躍する農業・農村の確立
- エ 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

(3) 地域農業・農村の「めざす姿」

地域農業・農村の目指すべき将来像とその実現に向けた主な取組の方向を、振興局単位を基本とした12地域で策定

2 普及指導活動の課題と推進方向

(1) 多様な担い手の育成・確保

農業・農村に多様な人材が定着し活躍できるよう、市町村、地域農業担い手育成センター等の関係機関・団体、先進的な経営を実践する指導農業士や地域の中核的な担い手である農業士等と連携しながら、家族経営をはじめとする農業経営体の体質強化や育成・発展、新規就農者の育成・確保や地域をリードする女性農業者の育成に努めるほか、青年農業者の主体的な活動を支援する。

また、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、親子間や第三者による経営継承の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成・強化や多様な人材の確保、誰にとっても働きやすい環境づくりや快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進する。

(2) スマート農業の推進

「北海道スマート農業推進方針」(令和2年3月策定)に基づき、スマート農業を推進する。

スマート農業技術は、産地や農業経営体の抱える課題や経営戦略に応じて適切な技術を選択することが重要であることから、各地域の農業改良普及センター(農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして配置するもので、以下「普及センター」という。)に専門の相談窓口を設置し、様々な情報の提供や栽培管理技術の観点から農業経営体等の相談に応じるとともに、市町村・農業協同組合等の関係機関・団体と一体となったスマート農業技術の普及・定着を図る。

(3) 省力化生産技術等の普及・定着

持続可能で生産性が高い農業が展開できるよう、基本技術の徹底を図るとともに、スマート農業技術等を活用した省力化や生産性向上に向けた技術、多収性や耐病性を備えた品種など、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部(以下、「道総研農業研究本部」という。)等の試験研究機関が開発した新技術・新品種を地域の実情に応じながら迅速な普及・定着を図る。

(4) 多様な機関・団体との連携

スマート農業、法人化、6次産業化などの推進に当たっては、地域や関係機関・団体が一体となって取り組むことが求められることから、普及指導員のコーディネート機能をフルに発揮し、行政機関、農業関係機関・団体、教育機関、民間企業、その他他産業関係者等を含む多様な機関・団体と連携した取組を推進する。

(5) 気候変動への適応等環境対策の推進

顕在化しつつある気候変動の影響に適応した品種や技術を普及するとともに、環境と調和した農業の推進を図るため、「北海道クリーン農業推進計画(第7期)」(令和2年

3月策定)や「北海道有機農業推進計画(第3期)」(平成29年3月策定)に基づきクリーン農産物や有機農産物の生産に向けた農業技術を普及する。

(6) 安全・安心な食料の安定生産の確保

安全・安心な食料の安定生産を確保するため、生産段階における国際水準GAP等の実践、農作物の病害虫の適期防除、家畜伝染病の発生予防やまん延防止などを推進するとともに、国内外の需要を取り込むブランド力の強化や輸出促進に取り組む。

(7) 農村の振興

6次産業化の推進や関連産業との連携強化など地域資源を活かした新たな価値の創出に取り組むとともに、地域住民が一体となって創る活力ある農村づくりや、食育、地産地消の推進、農村ツーリズムを通じた都市・農村交流や農業・農村の魅力発信など、道民コンセンサスの形成を推進する。

(8) 大規模自然災害等への対応

近年、頻発・激甚化する自然災害に対する備えを強化するとともに、地震、豪雨等、大規模自然災害発生時は被災地における速やかな営農再開など復興に向けた取組を推進する。また、新型コロナウイルス等感染症のまん延防止に対する備えを強化する取組を推進する。

(9) 地域農業・農村の「めざす姿」の実現

第6期北海道農業・農村振興推進計画に掲げる総合振興局・振興局(以下、「振興局等」という。)を基本とした12地域の農業・農村の「めざす姿」の実現に向けた取組の方向を踏まえ、地域農業技術支援会議や地域プロジェクト等を通じて、地域課題の解決に向けた取組を推進する。

第2 普及指導活動の方法に関する事項

1 高度化・多様化する農業者等のニーズへの対応と総合的な提案活動

(1) 高度・先進的な技術の実証

試験研究機関が行う新技術や新品種の早期開発に即応しつつ、地域の実情に応じた普及を図るため、試験研究機関との連携を強化し、地域農業技術センターや先進的な農業者等の協力を得て、現場解決型の地域適応試験や経済実証などを踏まえた普及活動を推進する。

また、普及指導活動を充実させるため、大学や民間企業などの技術シーズを有する者や産学連携に知見のある者との連携に努める。

(2) 経営全般を見据えた普及活動

人口減少や高齢化の進行、グローバル化の進展、ニーズの多様化など、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化している中で、担い手の育成・確保の視点に立って、収益性と労働条件を確保する農業経営と農村生活の向上を支援するため、個別技術の普及指導に止まることなく、経営全般を見据えた普及活動を推進する。

2 地域が取り組む構造改革等への支援

第1に示された課題に取り組むためには、地域内の合意形成を踏まえた地域ぐるみの活動の強化が不可欠となる。

このため、重点的に取り組む地域課題の設定と具体的な推進事項による課題解決を重点対象地区を拠点として推進するとともに、関係機関・団体と連携して地域への波及を促進する。

3 多様で高度化するニーズに対応する情報の収集と蓄積・加工・提供

高度・先進的な技術情報や経営改善、地域農業の振興等に関する多様な情報の収集に努めるとともに、先駆的な普及活動事例や効率的・効果的な普及活動方法に関する情報交換を推進する。

また、地域農業・農村に係る基礎的な情報の収集とデータベース化を推進し、地域担当職員の異動等による普及活動の停滞を招かないよう情報基盤を整備する。

さらに、農業者をはじめ地域の関係者から評価され、地域との信頼関係と協力関係を築くことが出来るよう、普及活動の経営経済的評価を推進し、そのための普及対象に対する経営実態や技術導入の経過、普及活動の経営変化の継続的な把握を行い、その情報の蓄積と分析等に努める。

4 関係機関・団体等との役割分担と連携強化

(1) 普及活動の重点化と農業協同組合等との役割分担

普及活動における課題や対象の重点化による濃密な指導と迅速な課題解決に努めつつ、その活動成果の効率的な波及に努める。地域における基本的な営農技術や農業資材に関する相談、また、普及定着した技術や経営管理手法等については農業協同組合の営農指導部門や購買・販売部門との適切な役割分担を推進し、効果的・効率的な普及活動を実施する。

また、農業協同組合における営農指導機能強化の取組を支援するため、普及指導員と農協営農指導員等とが一体となった地域活動の推進や研修機会の確保等に努める。

(2) 経営の多角化や法人化に対する支援

農産加工や直接的な販売活動など、より専門的なノウハウやマーケティング活動を必要とする経営の多角化や税務や労務、組織管理などの高い専門的な知識が必要な法人化の取組等については、専門家や関係機関・団体との連携と役割分担を積極的に行うとともに、多角化や法人化等の取組を通じて習得したコーディネートノウハウについて、普及指導員間の情報の共有化に努める。

(3) 地域の関係機関・団体との連携強化

市町村や農業委員会、農業協同組合等の地域の関係機関との連携により、市町村経営改善支援センター、地域農業担い手育成センターや地域農業再生協議会の活動を支援しつつ、農業者が自ら取り組む農業経営や農村生活の改善、地域が主体的に取り組む担い手の育成・確保などを支援する。

農業経営改善関係資金等の借入れを希望する農業者を対象とする普及指導活動においては、借入申込等が適切に行われるよう支援するとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、金融機関との密接な連携に努める。

また、多様な地域資源の活用による農業の振興を図るため、林業・水産業の普及部門、商工会議所等の他産業の機関との連携強化を図る。

5 行政施策の活用と関係機関・団体との連携

(1) 各種行政施策の効果的な活用

農業の担い手や地域リーダー等に対する効果的な支援を行うため、振興局等や地域農業担い手育成センター等の関係機関・団体との連携を推進するとともに、必要に応じ、青年等就農資金、農業改良資金等の制度資金や農業次世代人材投資事業など各種補助事業を普及課題解決のために活用するとともに、これら施策の円滑な実施に配慮した普及活動を推進する。

(2) 農政部各課及び出先機関との連携

ア 農政部生産振興局技術普及課（以下、「技術普及課」という。）の普及指導員は、農政部各課が企画、実施する施策について、技術や経営、農村生活等に関する専門的な視点からの助言を行う。道総研農業研究本部及び各場（以下、「農業試験場」という。）に駐在する普及指導員は、技術普及課普及指導員と連携し、農政部関係課に対して必要な助言を行う。

なお、農業試験場に駐在する普及指導員が勤務する施設を技術普及室（以下、「農業試験場技術普及室」という。）という。

イ 関係課は、施策推進上、普及組織の対応が必要な場合について、その必要性について、十分に検討の上、技術普及課との調整を踏まえ、振興局等に対し必要な通知を行う。

ウ 家畜伝染病等の防疫対応については、農政部や振興局等に設置される対策本部等への参画を行うとともに、家畜衛生担当部局や家畜保健衛生所が行う現場対応への協力・支援を行う。

(3) 関係機関・団体との役割分担

ア 市町村や農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体との役割分担を踏まえ、行政施策と連携した普及活動を行う。

イ 市町村や農業協同組合等が設置している地域農業技術センター等に対しては、企画運営や技術力向上に向けた支援を行う。

(4) 地域農業技術支援会議の活用

地域が直面する課題に迅速かつ的確に対応するため、試験研究と行政、普及が情報や

問題意識の共有化、地域農業振興のための課題設定から解決策の実践、さらにはその成果の総合的な評価を行う地域農業技術支援会議を活用した普及活動を推進する。

6 広域的な普及活動の充実と組織的な地域活動の展開

(1) 地域担当と広域担当による活動体制

ア 地域課題に対する組織的な対応

地域農業のまとまりを踏まえ設定された活動区域を基本的な活動単位として、複数の専門分野の普及指導員で構成する係体制による組織的、総合的な地域活動を展開する。

なお、地域対応力強化のため、必要に応じてイの広域的専門活動を行う普及指導員を兼務配置する。

イ 広域的な対応による高度で専門的な普及活動の実施

高度で多様な課題解決を迅速に行うため、広域的に専門活動を行う普及指導員を普及センター（本所）に集中的に配置する。

なお、地理的・交通上の条件や主産地の特定課題対応などの必要性を踏まえ、普及センター支所に広域的に専門活動を行う普及指導員を配置する。

(2) 地域農業の維持・活性化に係る広域普及活動体制

地域農業の活力を維持・向上させるための普及活動として、広域的に担い手、情報・クリーン・有機、高付加価値化に係る普及活動を行う普及指導員を普及センター（本所）に配置する。

(3) 地域活動の拠点

振興局等ごとに14の普及センター（本所）を配置するとともに、地域に密着した普及活動を推進するため、30か所に支所を配置する。

(4) 普及センター（本所）及び支所の機能

ア 普及センター（本所）の機能

6の(1)のアの普及活動を行う地域担当を配置するとともに、6の(1)のイの普及活動を行う広域担当を配置し、地域対応と普及センター支所の支援を併せ行う。

イ 普及センター支所の機能

6の(1)のアの普及活動を行うとともに、広域的な専門活動を行う普及指導員を配置された支所にあつては、普及センター（本所）と連携しつつ、支所管轄地域等において、より高度で専門的な普及活動を推進する。

7 効率的・効果的な普及指導活動体制の整備

普及指導活動については、農業改良助長法第12条第2項の事務を担う普及センターと技術普及課及び農業試験場技術普及室が連携し、その効率的・効果的な実施に努める。

(1) 普及センター

ア 普及活動計画

普及センターは、管内の普及活動を総合的かつ計画的に行うため、第6期北海道農業・農村振興推進計画に掲げる「めざす姿」やその実現に向けた施策の推進方針と展開方向、さらには、それぞれの地域農業・農村の「めざす姿」を踏まえて、農業関係及び生活関係の指導支援事項や地域活動と広域活動を一体的、総合的に整理した「普及活動計画」を策定する。

(ア) 普及活動計画の期間は、おおむね5か年とする。

(イ) 普及活動計画には、次の事項を記載するとともに、計画期間における体系的かつ継続的な普及活動の指針となる基本的な計画と当該年度において実施すべき普及活動を整理した年度計画を併せた計画とする。

- a 地域の概要
- b 農業改良普及センターの普及活動の方針
- c 農業改良普及センターの普及課題
- d 地域の現状と改善方向
- e 地域課題と活動計画
- f 広域課題と活動計画
- g 普及業務計画
- h 業務分担

イ 活動体制

(ア) 活動区域ごとに係体制により、その地域の主要な農業・農村の形態に即した普及指導員を配置する。

(イ) 各普及センター（本所）に、担い手、情報・クリーン・有機及び高付加価値化の担当主査を配置する。

a 担い手担当主査

青年農業者・女性農業者等の技術力や経営管理手法の習得、多様な担い手の育成・確保や地域農業を支える担い手の支援、集落営農の組織化の構築や経営体の法人化の推進等に向け、所管地域における普及活動の総合的な企画調整や関係機関・団体等との調整、担い手対策に関する情報収集・蓄積・加工・提供などを行う。

b 情報・クリーン・有機担当主査

先進情報・地域情報等を提供するための企画調整や活動体制の整備、情報提供のための企画立案、情報の発信の窓口となるインターネットやホームページの運営、クリーン農業、有機農業及び国際水準GAPに関する情報収集・蓄積・加工・提供などを行う。

c 高付加価値化担当主査

地域の農業・農村が今後とも持続的に発展していくためには、農業者が地場産業等との連携による高付加価値化を進める必要があるため、生産から加工・販売までのマーケティング活動に関する情報収集・蓄積・加工・提供などを行う。

ウ 管内の主要な経営形態や作目等で緊急な課題に対応するため、普及センター（本所）に広域専門主査を集中配置する。

エ 生産規模等に地域的な差がある作目等について、効率的かつ継続的な普及活動を展開するため、主産地（先進地）の普及センター支所に広域専門主査を配置する。

オ 道総研農業研究本部が実施する現地実証課題について、協力機関として連携を図り、取り組む。

カ 実証展示ほ等の設置にあたっては、農業試験場技術普及室をはじめ、地域の関係者などと試験設計や役割分担等について十分な検討・協議を行う。

(2) 技術普及課及び農業試験場技術普及室

ア 普及活動計画

技術普及課は、毎年毎に普及活動計画を樹立する。普及活動計画には、次の事項を記載する。

(ア) 活動基本方針

(イ) 活動体制

(ウ) 活動計画

(エ) 研修計画

(オ) 調査研究

イ 普及指導員の活動体制

農業技術や経営管理手法の多様化・高度化に対応し、普及センターに配置された普及指導員の普及活動の支援の強化を図る観点から、次のとおり担当区域を定め、地域の特性・実情に応じた対応を強化するとともに、ブロック内での相互補完による活動と専門配置のない項目についてのブロック間の補完を行う。

区 分	担当技術普及室	担 当 区 域
道央・道南 ブロック	農業研究本部技術普及室	空知総合振興局、石狩振興局、 後志総合振興局、胆振総合振興局 及び日高振興局
	道南農業試験場技術普及室	渡島総合振興局及び檜山振興局
	花・野菜技術センター 技術普及室	空知総合振興局

道 北 ブロック	上川農業試験場技術普及室	上川総合振興局及び留萌振興局
	酪農試験場天北支場技術普及室	宗谷総合振興局
道 東 ブロック	十勝農業試験場技術普及室	十勝総合振興局
	北見農業試験場技術普及室	オホーツク総合振興局
	酪農試験場技術普及室	釧路総合振興局及び根室振興局
	畜産試験場技術普及室	十勝総合振興局

(3) 普及活動の実施及び評価

ア 普及センターにおいては、効率的・効果的な普及活動の実施とその高度化を図るため、次により普及活動計画に基づく計画的な活動の推進に努める。

また、プラン（計画）・ドゥー（実行）・チェック（点検）・アクション（改善）の4段階の行為が一連となった計画的な活動を実施することで、普及活動水準を高めるとともに、地域の理解とさらなる協力を得て円滑な普及活動を推進する。

(ア) 普及指導員は、普及活動を効果的に行うため、それぞれ担当する主要な活動項目ごとに実施計画を作成し、それに沿った活動を行うとともに、活動後の記録をまとめることを通じ、普及活動の継続性の確保と活動内容のさらなる充実に努める。

(イ) 普及センターは、次年度以降の適切な普及活動を推進するため、普及活動計画の樹立にあたって、普及活動の評価を実施する。

a 内部評価

普及活動計画に定めた普及課題の取り組みに対する進捗状況の整理や活動記録の確認により活動の効果や問題点等を分析するとともに、普及対象の経営経済的評価を実施する。

b 外部評価

内部評価を含めた普及活動の成果について、(5)の農業改良普及推進協議会等に報告するとともに、これに対する農業者をはじめ関係機関・団体等の意見の把握を行う。

イ 外部第三者委員会の活用による評価

計画的な普及活動の一層の推進や外部の理解と協力を促進するため、道段階における外部第三者委員会を設置し、普及事業の成果について、試験研究や行政、学識経験者等の幅広い視野から、客観的な評価を実施する。

なお、普及活動に関連する試験研究及び振興局等行政も含めた地域農政全般について、外部の有識者など幅広い視点から評価や提言を受けるものとして、振興局等段階において「地域農業づくり懇談会」を開催する。

(4) 普及センターの情報提供・相談機能の強化

ア 振興局等農務課をはじめ農業農村整備事業担当課や市町村・農業協同組合等の関係機関・団体との積極的かつ効率的な情報交換に努める。

イ 農業技術や経営・農村生活の改善、地域農業づくり等に関する情報の拠点として、地域の農業者や関係機関・団体、農業高校等の農業教育機関等が活用できるよう、普及センターの情報提供機能を充実させる。

ウ 普及活動の重点化・広域化により、農業者に対する一般的な農業技術や経営管理等の支援活動について、農業協同組合の営農指導機能等による対応を基本としつつ、地域の関係者による合意形成を踏まえ、関係機関・団体との役割分担と営農支援を担う団体や担当職員に対して、必要となる情報提供や提案等の活動を行う。

(5) 農業改良普及推進協議会

ア 道段階

(ア) 市長会、町村会、農業会議、北海道農業協同組合中央会及び農業協同組合連合会等の団体で構成されている北海道農業改良普及事業協議会と連携を密にして、普及事業

の円滑な推進について、理解と協力が得られるよう努めるとともに、普及事業に対する具体的な意見や提言等を受け、普及活動に反映させる取り組みを推進する。

- (イ) 一般社団法人全国農業改良普及支援協会との連携を密にするとともに、同協会が発信する各種情報を効果的に活用することで普及活動の充実に努める
- (ウ) 公益社団法人北海道農業改良普及協会と連携し、同協会が発行する「農家の友」に対する具体的な普及活動事例の提供を行うとともに、「農家の友」が持つ地域に対する情報提供機能を活用しつつ、普及活動の充実に努める。
- (エ) 指導農業士会や農業士会と連携し、地域における普及活動の推進に努める。

イ 普及センター段階

地域農業の代表者や関係機関・団体等で構成される農業改良普及推進協議会との連携に努め、地域の課題とニーズに対応した普及活動を行う。

なお、営農推進協議会や営農対策協議会等の農業改良普及推進協議会に類似した機能を有する協議体が設置されている場合は、当該協議体をもって推進協議会に代える。

8 情報の受信・発信機能の充実強化

- (1) 技術普及課及び農業試験場技術普及室に配置された普及指導員は、農業情報の収集や分析に努めるとともに地域の要請に応じた迅速で的確な情報の提供や普及センターの情報の受信・発信機能の強化に向けた助言・支援を行う。
- (2) 普及センターにおける情報の受信・発信機能の強化
 - ア 農業者や関係機関・団体等からの情報ニーズに的確に対応するため、気象や農作物の生育状況や新技術、先進的事例などの情報を体系的に整備する。
 - イ 土壌診断や気象情報、飼料給与等に係る分析の情報提供に情報機器とネットワークシステムを積極的に活用することにより、効率的・効果的な普及活動を行う。

第3 普及指導員の配置に関する事項

普及事業を実施する上での課題及び農業者等のニーズに的確に対応するため、農業の情勢や地域の特性等に配慮した上で、スペシャリスト機能、コーディネート機能の両機能が最大限に発揮されるよう、普及指導員の適正な配置に努める。

1 配置

(1) 普及指導員の配置

様々な気象条件や地理的条件のもとで地域農業が展開されている本道において、地域に応じた技術の組立と経営管理手法の指導や担い手の育成・確保、農村生活の改善等を推進する必要があることから、普及センターに普及指導員を配置するほか、農家子弟等に対する実践的な研修教育を行うため、北海道立農業大学校（以下「道立農業大学校」という。）への配置や試験研究機関等において開発された高度な技術や当該技術に関する知識の普及指導や普及指導活動を効率的・効果的に行うための企画調整、情報交換等を行うため、技術普及課に普及指導員を配置するとともに、その一部を農業試験場技術普及室に駐在させる。

ア 普及センター及び道立農業大学校

- (ア) 効率的・効果的な普及活動の展開を基本として、地域の実情に即した普及活動を行うために必要な普及指導員数の確保と適正な配置に努める。
- (イ) 配置される普及指導員は、普及活動計画に沿って担当する専門項目を分担し専門項目を組織的に活かした総合的な提案型の普及活動を推進する。
- (ウ) 北海道農業・農村の次世代の担い手の育成・確保を基本として、農家子弟等の育成を行う道立農業大学校の運営に必要な普及指導員数の確保と適正な配置に努める。

イ 技術普及課及び農業試験場技術普及室

- (ア) 技術普及課においては、道内の普及指導活動に関する総合的な企画調整、行政施策に対する専門的な視点からの助言、普及指導活動の一層の高度化のための研修等の総合調整を、本務である調査研究や普及指導とともに担う普及指導員を配置する。

また、農業試験場には、研究の課題化、試験設計等に関する支援、技術開発の成果及び普及指導員への技術を普及する普及指導員を駐在させる。

- (イ) 配置される普及指導員は専門項目を分担するとともに、全道的な配置状況に配慮し、普及センターからの要請に対し相互に補完した活動を行う。

(2) 農業革新支援専門員の配置

先進的な農業者への相談及び支援体制や、研究機関・教育機関・行政機関（国や他府県を含む）等との連携強化を図るため、運営指針に規定する農業革新支援センター及び農業革新支援専門員の配置については、現行の普及指導体制を基本に、次のとおりとする。

ア 農業革新支援センター

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談等に対応するため、農業革新支援センターを第2の7の(2)のイの「ブロック」を活動の単位とし、普及センター及び農業試験場技術普及室に次のとおり整備する。

(ア) 北海道農業革新支援センター道央・道南地域グループ

(イ) 北海道農業革新支援センター道北地域グループ

(ウ) 北海道農業革新支援センター道東地域グループ

イ 農業革新支援専門員

運営指針第三の二に規定する農業革新支援専門員は、次に掲げる者が、その専門項目について職務を担うものとする。

なお、全道的な配置状況に配慮し、農業革新支援センターからの要請に対し、相互に補完した活動を行う。

(ア) 技術普及課に配置した首席普及指導員、総括普及指導員及び主査

(イ) 農業試験場技術普及室に配置した上席普及指導員、主任普及指導員及び主査

(ウ) 普及センターに配置した主任普及指導員

2 普及指導員の職務

(1) 農業者に対する普及活動

巡回指導、相談、実証ほの設置、実証モデル農家の設定、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善と農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行う。

また、普及活動の実施にあたっては、農業改良資金をはじめとした制度資金の活用や振興局等の独自施策との連携、試験研究課題との連動など行政や試験研究との連携による普及活動の推進に努める。

(2) 調査研究

試験研究機関等で開発された技術が現地において適応するよう、実証ほの設置、実証モデル農家の設定等による調査研究を行い、地域の農業経営の改善に有効な研究成果の迅速な普及に努める。

また、地域に応じた技術組立や経営管理手法の導入について、地域課題解決に係る調査研究成果等の普及に努める。

(3) 普及情報の収集、分析、提供

農業経営又は農村生活の改善に関する技術・知識、普及活動事例、農業者の意向や市場動向、消費者ニーズ等の普及活動に必要な情報を収集、分析・加工し、農業者等に提供する。

(4) 関係機関・団体等との連携

市町村や農業協同組合等の関係機関・団体との連携に努め、役割分担を明確にした上で、市町村の地域計画、農業協同組合の計画等の策定や地域農業づくりの取り組みに対する支援を行う。

(5) 普及活動の成果の把握と新たな普及活動への反映

普及活動の取り組み経過の記録や普及活動の成果を取りまとめる。

普及活動の成果の取りまとめにあたっては、普及対象の経営経済的評価を踏まえた取りまとめを行うとともに、効率的・効果的な普及活動を行うためには、地域における共通認識の醸成と課題化、課題解決手法の選択と総合的な取り組みの推進に至るプロセスと農業経営や地域の農業構造への影響などを時系列的に把握することが重要であることから、普及対象の継続的な把握と働きかけに努める。

なお、これらの活動とともに成果の高かった普及活動事例についての波及に努める。

3 普及指導員の専門項目

(1) 普及指導員

普及指導員の専門項目を次のとおり区分（作目項目には細区分を設定）し、組織的な普及活動のもと、専門性を活かした普及活動を推進するとともに、専門項目ごとに調査

研究活動を推進する。

区分		内 容
作目 項目	作物（稲、畑）	稲作・畑作物の栽培・出荷・調整等に係る生産管理や経営管理に関する技術及び知識
	園芸（野菜、花き、果樹）	野菜・花き・果樹の栽培・出荷・調整等に係る生産管理や経営管理に関する技術及び知識
	畜産（乳牛・飼料作物、肉用牛）	家畜の飼養管理、飼料作物の生産管理や経営管理に関する技術及び知識
作目 横断 項目	土壌・肥料	土壌診断（養液栽培における培地環境を含む）、土づくり及び施肥技術の改善（新資材及び環境負荷低減を含む）等、土壌及び肥料に関する技術及び知識
	植物保護	作物に対する病害・虫害等の低減（環境負荷低減を含む）及び天敵等有用動植物の利用等に関する技術及び知識
	高付加価値化	食材の利活用や農畜産物の加工・流通事業活動（マーケティングを含む）など、農畜産物の高付加価値化に関する技術及び知識
	経営・労働	家族農業経営や農業法人経営等の経営管理、労働環境の改善、農作業の安全・効率化等に関する技術及び知識

なお、平成27年度以前に専門項目として設定している場合は従前のとおりとする。

(2) 農業革新支援専門員

農業革新支援専門員の担当分野を、次のとおり区分する。

担当分野	備 考
作物（稲、畑）	国ガイドラインに定める担当分野「土地利用型作物」を含む。
園芸（野菜、花き、果樹）	
畜産（乳牛・飼料作物、肉用牛）	
生産工程管理・農作業安全	
持続可能な農業・鳥獣害対策	
担い手育成	
高付加価値化	国ガイドラインに定める担当分野「6次産業化」を含む。

普及指導活動	
自然災害対策	
土壌・肥料	
植物保護	
経営・労働	

4 在任期間

(1) 普及センター

地域の実情を踏まえた継続的・効率的な普及指導活動を推進する観点から、同一勤務地において一定期間継続して勤務できるよう努める。

なお、所長等への昇任や特異な地域での勤務、その他特別な事情がある場合を除く。

(2) 技術普及課及び農業試験場技術普及室

普及センターにおける効率的・効果的な普及活動を継続的に支援することや試験研究との連携を確保する観点から、一定期間継続勤務できるように努める。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

農業分野における技術革新や地域におけるニーズが多様化、高度化する中で、地域の実情に応じた的確で効率的・効果的な普及活動を展開するため、農業者や地域の関係者に信頼される高度な技術指導力と経営管理手法を指導する能力を備え、地域課題に対して総合的な課題解決能力の向上が図られるよう、普及指導員の研修の充実強化に努める。

特に、普及担当職員としての経験年数の少ない者においては、早期に実践的な指導力を向上させることが必要であることから、技術や経営管理手法、普及活動方法等に関する集合研修の実施とともに、職場段階の研修の推進に努める。

また、高度な知識、幅広い視野等を有する普及指導員を確保するため、必要に応じ、行政との人事交流を図る。

1 研修体系

普及指導員の一層の資質向上を図るため、次に掲げる普及活動の経験の蓄積に応じた研修のほか、国等が実施する研修等への派遣など、計画的、体系的に研修を実施する。

また、自主企画研修や普及学会への参加など自己研さんの機会の確保に努める。

(1) 集合研修

ア 第Ⅰ期〔基礎的な指導力の確立（新任期）〕

普及指導員として実践的指導を行うために必要な普及方法や技術・経営等に関する基礎的な指導力とコミュニケーション能力を充実強化するための研修を行う。

イ 第Ⅱ期〔専門的な指導力の確立〕

家族経営や法人経営等の農業経営体や生産組織、学習・研究・実践集団等が抱える技術的な課題や経営管理手法について適切に指導することが可能な能力を備えるための研修を行う。

ウ 第Ⅲ期〔総合指導力の確立〕

専門技術をより高度化すると同時に、これらの技術力を踏まえた地域に対する総合的な課題解決に向けた適切かつ効果的な指導を行うことが可能な能力を備えるための研修を行う。

エ 第Ⅳ期〔企画・管理力の確立〕

普及指導員の組織的な活動の推進や効果的な研修の実施、関係機関・団体との連携強化、試験研究・行政分野の成果や手法の総合的な活用などを行うことが可能な能力を備えるための研修を行う。

(2) 農業改良普及センター段階研修及び振興局等段階研修

地域の課題を踏まえた専門知識・技術を相互研さんするため、普及センター段階研修として職場研修や課題解決能力を高める研修等、必要に応じて複数の普及センター単位

での研修を実施するほか、振興局等段階研修として新技術等を普及指導員に周知し指導力の向上を図る研修を行う。

2 研修の計画的な実施と研修結果の評価

効率的・効果的な普及指導員の研修を実施するため、研修結果の評価の実施とその評価を踏まえた研修計画や研修カリキュラム、研修テキスト等の不断の見直しに取り組む。

第5 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化と農業に対する教育への取り組み

- 1 普及センターは、先進的な経営を実践する指導農業士等との連携により、青年農業者の育成や新規就農の支援に関して、必要な情報の提供や、自主的な研究活動に対する支援を行い、就農相談等に対応する。

また、道立農業大学校や道総研農業研究本部花・野菜技術センターにおける研修教育機能と効果的に連携した普及活動を推進する。

- 2 道立農業大学校は、農業高等学校や高等教育機関との連携により農家子弟等の資質向上に取り組むとともに、プロジェクトを主体とした実践教育や先進農家体験実習など、大高校生の資質や可能性に配慮した弾力的な研修教育の推進に努める。
- 3 道立農業大学校は、試験研究機関や農業団体等との連携や役割分担の明確化を図りつつ、農業の担い手に対し、農業技術や経営管理手法に関する専門的かつ体系的な研修の実施に努めるものとする。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 男女共同参画社会の形成

女性農業者の経営への参画をめざすために、技術力や経営管理能力の向上研修や家族経営協定の締結促進、地域における関係者の合意形成のための活動等に対して、支援を行う。

- 2 地域の営農指導機能の強化

地域における営農指導機能を強化するため、農業協同組合や地域農業技術センターなどの職員に対する農業技術や経営管理に関する研修等に対して支援する。

- 3 海外技術協力等への対応

厳しい気象条件や土壌、経済立地等の環境下で本道の農業振興と農村活性化に寄与してきた普及組織の技術や経営管理手法の普及定着等に関するノウハウを持ち備えた普及指導員の海外派遣と海外からの研修生の受入等を通じて、国際貢献に努める。

- 4 他都府県との連携の強化

多様化・複雑化した全国的な課題をより効率的に解決するため、国や他都府県との全国的なネットワークを通じ、必要に応じて、関係者からの協力や技術の情報等の交換に努める。